

「解答例等」・「出題の意図」

研究科・選抜区分・専攻等	2026年度 法学研究科 （選抜区分：一般選抜【冬期日程】） 専攻コース (選択科目：憲法)
出題の意図 (評価のポイント)	【問題1】は、精神的自由の柱の一つである思想・良心の自由に関して、基本的な理解を問う問題である。 (1) は、まず、同自由の保障範囲をめぐる広義説（内心説）と狭義説（信条説）という伝統的な対立についての説明、およびこの点に関する最高裁判所の理解についての説明を求める問題である。両説の内容と差異の正確な理解が求められる。また、同自由の保障範囲について、最高裁判所は狭義説に近い立場であることを示唆するものの明確ではない、とするのが学説の一般的理解である。このことを、いわゆる謝罪広告事件最高裁判決（最大判昭和31年7月4日）などを例に説明することが求められる。 (2) は、思想・良心の自由の保障の効果を、公権力による侵害行為の観点から論じさせる問題である。特定思想の教化禁止や内心告白の強制禁止（沈黙の自由の保障）などの古典的な侵害行為の禁止に加えて、現代的論点である「思想・良心に反する外部的行為の強制」についても取り上げることが期待される。 【問題2】は、表現の自由に対する事前規制に関する基本的理解を問う問題である。本問題では、まず、事後規制と対比される事前規制とは何かを説明することが求められる。一般的には、「表現行為がなされるに先立ち公権力が何らかの方法で抑制することおよび実質的にこれと同視できるような影響を表現行為に及ぼす規制方法」を指すが、規制の「タイミング」に着目していることの説明が必要である。また、憲法学において、一般的には、事前規制について、日本国憲法21条2項が禁止する「検閲」と、検閲には該当しないそれ以外の事前規制を区別して論じている。両者の区別を理解した上で、「検閲」については、いわゆる札幌税関事件（最大判昭和59年12月12日）、検閲には該当しない事前規制については、いわゆる北方ジャーナル事件（最大判昭和61年6月11日）などを例に説明することが求められる。ただし、憲法学の一部学説でも有力に主張されているように、判例による「検閲」の定義に対する批判的視座から論を展開してもよい。加えて、税関検査や教科書検定制度と事前規制の関係について論じることが期待される。